

北海道医療大学利益相反ポリシー

平成28年9月13日制定

1. 目的

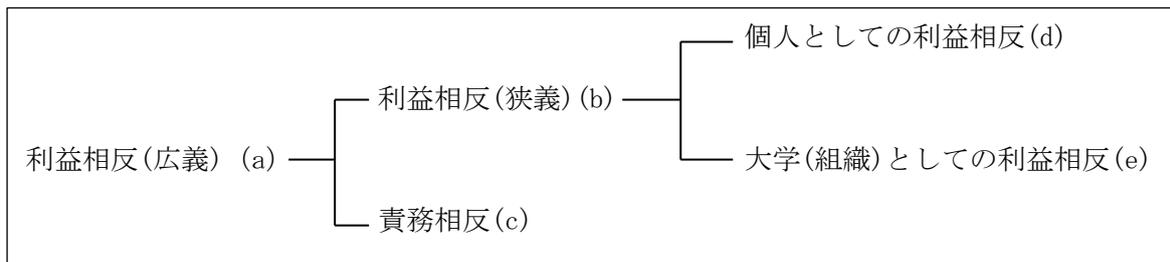
北海道医療大学は、研究成果を地域社会の活性化に還元し社会貢献に活かすために、産学官連携活動を強化することにより社会貢献を推進している。

しかし、産学官連携活動を進める上で、大学や教職員が企業等から正当な利益を得る、又は企業等に対し必要な範囲での責務を負うことが想定される。一方、大学と企業等の性格の相違により、教職員が企業等との関係で有する利益や責務が大学における責任と衝突する「利益相反」といわれる状況が生じうる。また、教職員の学外での産学官連携活動によって、本来の責務のひとつである学生への対応が不十分になる等、大学の教職員としての責務が果たせなくなる事態が生じる「責務相反」という状況も生じうる。こういった事態に対し適切な対応をしなければ、場合によっては、大学の社会的信頼を著しく害し、結果として産学官連携活動のみならず、大学の教育・研究活動を阻害する恐れも生じ、利益相反や責務相反に対する適切な対応が不可欠である。

北海道医療大学利益相反ポリシーは、本学が産学官連携活動を通じて社会貢献という使命を果たしていくために、利益相反や責務相反による弊害を抑え、本学又は教職員が公正かつ円滑に業務を遂行するための基本的な姿勢と利益相反について、広く学内外に明示し遵守するものである。

2. 定義

本ポリシーでは、利益相反と言う概念について次の様に定義する



(a) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念である。

(b) 狭義の利益相反

教職員又は本学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式取得等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう。

(c) 責務相反

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務責任が両立しえない状況をいう。

(d) 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の本学における責任が相反する状況をいう。

(e) 大学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任が相反する状況をいう。

3. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 本学が、産学官連携活動を推進するにあたっては、高い透明性・公平性・中立性をもって取組み、十分な説明責任を果たす。
- (2) 優れた教育と研究が大学の基本的使命であり、教職員が産学官連携活動を優先させることによって、学生に対する教育面での支障が生じないように、本学は最大限の配慮を払う。
- (3) 本学が、利益相反への対応策を講ずることは、大学の本来の使命たる教育・研究に対する責務が全うされていることを担保し、大学の社会的信頼を維持・確保するとともに、産学官連携の推進を図るために必要不可欠である。
- (4) 本学は、産学官連携活動に関わる教職員個人の責任と利益を大学が適切に分担することによって、職員が安心して産学連携に取り組めるように、利益相反マネジメントに対する適切な学内ルール及びシステムを整備する。

4. 利益相反マネジメントの対象者

本利益相反マネジメントの対象者は、本学の教職員および本学において研究等を行うことを目的に受入を許可された者とする。

5. 利益相反マネジメントの対象事象

- (1) 学校法人東日本学園就業規則第8条により許可を得て行う兼業活動の場合
- (2) 職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合
- (3) 教職員が自らの知的財産権を本学以外の企業大学等に承継、使用許可する場合
- (4) 共同研究や受託研究に参加する場合
- (5) 外部からの寄附金、設備・物品等の供与を受ける場合
- (6) (1)～(5)の相手方等何らかの便益を供与される者に対して、施設・設備の利用を提供する場合
- (7) (1)～(5)の相手方等何らかの便益を供与される者から物品を購入する場合

- (8) その他研究活動に関し、外部から明白と思われる何らかの便益を供与されたり、供与が想定される場合

6. 利益相反の判断基準

- (1) 本学の職務に対して教職員の個人的な利益を優先させていると判断される場合
- (2) 個人的な利益があるなしに係わらず、本学以外の外部活動を優先させていると判断される場合
- (3) 教職員が本学の職務よりも本学以外の外部活動を優先させることによって、学生に対する教育面での支障が生じていると判断される場合

7. 利益相反マネジメントの体制

- (1) 利益相反管理規程の制定
利益相反マネジメントに関する具体的な事項を規定するため、北海道医療大学利益相反管理規程を定める。
- (2) 利益相反委員会の設置
本学の利益相反マネジメントに関する重要事項を審議するため、利益相反委員会を置く。

8. 利益相反マネジメントの手続き

- (1) 利益相反に関する自己申告書（以下「自己申告書」という。）の提出
教職員は、上記5に該当する場合には、利益相反委員会に別途定める様式の自己申告書を提出する。
- (2) 教職員の自己申告およびモニタリングの実施
教育研究推進課は、教職員からの自己申告の取り纏めおよび評価案の作成を行い、利益相反委員会に報告する。なお、教育研究推進課は、利益相反委員会の指示の下必要に応じて教職員へのモニタリングを行い、適宜利益相反委員会に報告するものとする。
- (3) 教職員への利益相反状況の審査結果の報告
利益相反委員会は、教職員の利益相反のリスク等に関する審査結果を、事務局を通じて当該教職員に通知するものとする。
利益相反が確認される場合は、その対応策の検討を行い、該当する教職員に対して、速やかに是正勧告等を行う。是正勧告等を受けた教職員は、再審議を利益相反委員会に対し申し立てることができる。
- (4) プライバシーの保護
利益相反委員会は、教職員の、報酬・資産等に関する自己申告内容および審査結果の公表については、プライバシー保護の観点から十分な配慮をもって慎重に行う。

(5) 研修の実施

本学は、新任教職員研修をはじめ研究倫理研修会において、教職員に対し利益相反の啓発に努める。

9. 利益相反ポリシーの見直し

国内外の経済情勢の変動や地域社会の変化、社会通念の変化、法令の改正、学校法人東日本学園各種規程の改正、利益相反事例の蓄積状況等に適切に対応するために、本ポリシーの見直しを適宜実施するものとする。